

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和5年4月20日(木)
開会 13時30分
閉会 14時13分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、
次長(育成支援・社会教育担当) 山添達也、次長(研修担当) 荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、課長補佐兼班長 小林広明、
班長兼企画員 米澤道隆
教職員課 課長 福井崇司
福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀
高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、係長兼充指導主事 水谷紀子
特別支援教育課 課長 早津俊一、充指導主事 前川慶
小中学校教育課 課長 早田清宏、係長兼充指導主事 山本正人
生徒指導課 課長 萬井洋、子ども安全対策監 元水伸美、
充指導主事 平岩洋佑

5 議題件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第1号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第3号 令和5年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

- | | |
|------|---|
| 報告 1 | 公文書の管理の状況について |
| 報告 2 | 令和 5 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について |
| 報告 3 | 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について |
| 報告 4 | 訴訟事件の判決について |

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（3 月 2 3 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 3 号は人事に関する案件のため、報告 4 は内容に個人情報が含まれるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 1 号から第 2 号を審議し、公開の報告 1 から報告 3 の報告を受けた後、非公開の議案第 3 号を審議し、報告 4 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 1 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（坂口福利・給与課長説明）

議案第 1 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年4月20日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページ目が規則改正案になりますが、2 ページ目の規則案要綱で説明をさせていただきます。2 ページ目をご覧ください。

「1 改正理由」公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の給料および手当に関する規則の規定を整備する。

「2 改正内容」高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者のうち、3級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特2級であった職員の給料月額の見直しについて、所要の改正を行う。

「3 施行期日」公布の日から施行する。

今回の改正につきましては、教頭の職務の級となる教育職3級の給料月額の見直しに係る改正となっております。まず、3級の給料月額につきましては、4%の教職調整額が支給される教諭との均衡をふまえて、逆転が生じないように、給料表の額に一定額を加算した額ということで決定をしておりますが、主幹教諭や指導教諭の職務の級となる特2級から3級に昇格する場合で、3級の昇格前に受けていた教職調整額を含めた特2級の給料額が、一定額を加算した3級の給料月額に達しないものにつきましては、その教職調整額を含めた特2級の給料額を基準に、3級の加算額が増額調整されるということになってございます。

この場合、例えば、給料表の減額改定があった場合であっても、現行規定上、減額する前の給料月額を基準に加算額が調整されるという形になりますので、給料表の改定に伴い減額となる他の職員との均衡を失するという形になってしまいます。

このため、1 ページ目の規則改正案となりますが、1 ページの方ご覧いただきたいと思っております。規則改正案のとおり、第7条の2に第3項を新設し、職員間の均衡をふまえた見直しができるよう規定を整備するものでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第1号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

(坂口福利・給与課長説明)

議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年4月20日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これも1ページ目以降が規則改正案となりますが、3ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。3ページの方をご覧ください。

「1 改正理由」社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験（社会人採用試験）の廃止に伴い、規定の整備を行う。

「2 改正内容」社会人採用試験の廃止に伴い、第2条、第13条、第14条、別表第2ニの表及び別表第6ニの表について所要の改正を行う。

「3 施行期日」公布の日から施行する。

今回の改正につきましては、社会人を対象とした職員採用試験の廃止に伴う規定整備となっております。

1ページ目の規則改正案をご覧ください。1ページの第2条、第13条、第14条とも社会人採用試験に関係する字句を廃止に伴い削除するものでございます。

また、2ページ目となりますけれども、別表第2ニの表、別表第6ニの表についても同様に改めるもので、4ページを少しご覧いただければと思います。4ページの方で、新旧対照表方式で記載させていただいておりますとおり、行政職給料表級別資格基準表と、行政職給料表初任給基準表の中の社会人採用試験の字句を削除するものでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第2号はいかがでしょうか。

富樫委員

もう少し社会人採用試験というのをちょっと定義と言いますか、中途採用はないということなんですか。民間を辞めて来られた方は採用されないということなのか。

坂口課長

そうですね。そもそも社会人採用試験というのは、令和2年度に就職氷河期世代などを対象とした方を採用するという目的で設けられた制度です。それが今回、県の方でも同じですけども、そういう試験を廃止ということになりましたので規定整備をするもの

です。

富樫委員

昔の公立学校なんかで民間から来た方を教員として採用しようっていうことが、今もあるんですかね。そういうのとはまた別の就職氷河期に限ってのということですかね。

坂口課長

また別ですね。主にこれは、事務職の関係の試験となりますので、教員はこの社会人採用試験には関係ないということになります。

教育長

これ単に廃止するだけじゃなくて、他にも採用する制度があるから、廃止しても差し支えないという話ではなかったか。

坂口課長

県の場合はそうなんですけれども、教育委員会の場合は、小中学校の学校事務職員の方を採用しております。

県の場合ですと、社会人採用の場合に受験されるのが大卒相当の方が多数を占めており、今後は大卒相当職の試験に組み入れた方がより人材確保の意味で適切じゃないかということで、そういう方向に動いたんですけれども、教育委員会の小中学校事務に関しましては、元々、短大卒相当とか高卒相当を採用の中心とした試験内容になってますので、そこは県とは違うという形になるかなと思います。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告 1 公文書の管理の状況について（公開）

（浮田教育総務課長説明）

報告 1 公文書の管理の状況について

公文書の管理の状況について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 4 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長

1 ページをご覧ください。「1 三重県教育委員会における令和 3 年度の公文書の管理の状況」でございます。

公文書の管理状況につきましては、1 年間分を取りまとめ、翌年度の年度末辺りに総務部から全庁分が報告されるものです。このため、令和 3 年度に作成した分がこの 3 月 27 日に公表されました。うち、教育委員会分についてご報告申し上げます。

（1）公文書ファイル等の作成の状況でございます。令和 3 年度に教育委員会で作成した公文書ファイルは 10,866 件で、保存期間 5 年として作成したファイルが最も多くなっております。

(2) 教育委員会で過去に作成した公文書ファイルで、令和3年度末をもって保存期間が満了したものは6,614件、うち8件を歴史的な公文書に該当するとして博物館に移管し、83件を一旦満了した保存期間を延長しており、それ以外の大部分を廃棄しております。

なお、3月27日に全庁分が公表された時点では、移管が10件、保存期間延長が81件でしたが、後に移管予定だったものから2件を保存期間延長しましたので、このように数値が変わっております。

(3) 公文書ファイル等の誤廃棄等の状況でございます。県全体の令和3年度に発生した公文書ファイルの誤廃棄は、教育委員会の1件のみでした。この件につきましては、事の顛末に再発防止策もあわせ、3月28日に公表したところでございます。

以上が令和3年度の公文書の管理状況となります。

続きまして、「2 三重県教育委員会における令和4年度の公文書の管理の状況」に入ります。令和4年度の管理の状況につきましては、今年度末頃を目途に総務部で数値を取りまとめ、公表されることとなりますが、たとえ取りまとめ前であっても既に発生が確認できている誤廃棄等につきましては、速やかに公表することとなっております。

このため、2ページをご覧ください。(1) 令和4年4月に公表済みである紛失8件に加え、この3月27日に誤廃棄が1件、紛失が1件あったことを公表しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、こうしたことを重く受けとめ、再発防止並びに公文書の適正な管理について、昨年度末に周知徹底を図ったほか、人事異動をふまえ、4月にも改めて所属長や管理職に直接周知徹底を図ったところでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 令和5年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について（公開）

(山北高校教育課長説明)

報告2 令和5年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

令和5年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。

令和5年4月20日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長

1ページおめくりください。「I 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について」を報告します。

「1 前期選抜等」をご覧ください。(1)前期選抜は2月2日、3日に全日制課程49校110学科・コース、定時制課程5校12学科、通信制課程1校1学科で学科・コースの特色に応じた検査により実施しました。実施校数及び学科・コース数は全ての課程で前年度と同じでした。

全日制課程については、募集人数3,447人に対して7,119人の志願があり、志願倍率は前年度より0.02ポイント低い2.07倍、合格内定者は3,665人でした。定時制課程及び通信制課程についてはご覧のとおりです。

(2)連携型中高一貫教育に係る選抜は、前年度同様、全日制課程2校2学科で実施しました。(3)特別選抜は、高等学校を中途退学した者など、既に中学校を卒業した者を対象とし、前年度と同様、全日制課程1校1学科、定時制課程5校12学科で実施しました。

次に「2 後期選抜」についてです。後期選抜は3月9日に学力検査を実施し、3月17日に前期選抜等の合格内定者と合わせて合格者の発表を行いました。

(1)最終志願状況に記載のとおり、全日制課程では、募集人数6,945人に対して7,373人の志願があり、志願倍率は前年度より0.02ポイント低い1.06倍でした。定時制課程及び通信制課程についてはご覧のとおりです。

(2)合格者の状況についてはご覧のとおりです。なお、アスタリスクマークにあります秋期入学者選抜については、北星高等学校で9月に実施します。

2ページをおめくりください。「3 再募集・追加募集」をご覧ください。(1)再募集は、前期選抜・後期選抜の合格者数が入学定員に満たない学校において実施するものです。令和5年度選抜では、全日制課程28校43学科・コース、定時制課程11校15学科、通信制課程2校2学科で実施しました。募集定員、志願者数、合格者数はご覧のとおりです。

(2)追加募集は、再募集においても入学定員に満たない夜間定時制課程の高等学校で行われるもので、夜間定時制課程11校12学科で実施しました。

「4 合格者総数」は、全日制課程が10,313人、定時制課程が375人、通信制課程が94人でした。

次に「Ⅱ 令和5年度三重県立高等学校専攻科入学者選抜の概要について」を報告します。四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、9月15日に特別選抜、11月8日に一般選抜を実施しました。水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科では、3月9日に入学選抜を実施しました。入学定員、志願者数、合格者数はご覧のとおりです。

なお、桑名高等学校衛生看護専攻科では、5年一貫教育のため専攻科の入学者選抜は実施しておりません。

(早津特別支援教育課長)

令和5年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、報告をさせていただきます。資料の説明の前に、特別支援学校の入学者選考の制度について説明いたします。

県立高等学校では、入学定員を設定し、受験者の中からある基準に従って合格者を選ぶという選抜を実施しております。

一方、県立特別支援学校高等部では、選抜ではなく選考を実施しております。選考を希

望する生徒・保護者には、該当する特別支援学校を1月末までに見学いただき、個別に教育相談を受けてもらうこととしています。これは、特別支援学校の教育内容等を十分にご理解いただき、障がいの状況をふまえて、特別支援学校で学ぶことをイメージしていただくためです。その上で、受検時には事前に聞き取った内容に配慮した諸検査および面接を行い、入学者を決定しますので、結果として特別支援学校高等部の選考に不合格はございません。

それでは資料3ページをご覧ください。まず、2月3日に実施しました選考につきまして報告いたします。県立高等学校の前期選抜に合わせて、特別支援学校16校で実施し、240名が受検し全員を合格としました。各学校の状況につきましては、資料にお示ししたとおりでございます。

次に、2月10日に実施しました追選考についてです。これは当該学校で教育相談を受けた者のうち、2月3日の選考を体調不良などの理由で受検できなかった者を対象に実施しました。特別支援学校8校で12名が受検し、合格者は12名です。

最後に、3月20日に実施しました再募集による選考についてです。これは当該学校で教育相談を受けた者のうち、2月3日の選考を欠席した者や、改めて再募集を志願した者を対象に実施し、特別支援学校6校で6名が受検し、合格者は6名です。従いまして、資料4ページにお示ししたとおり、高等部の合格者総数は258名でございます。

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜および三重県立特別支援学校入学者選考の概要についての報告は以上でございます。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

大森委員

ちょっと一応確認なんですけど、選抜及び選考でですね、コロナの感染等によって救済措置とかはあったんですかね。

山北課長

救済措置に追検査というものを別途日程を設けておりまして、前期でコロナによる欠席者あるいは濃厚接触による欠席者がありましたので、その生徒は前期あるいは後期ともですね、そちらの追検査の方で受検いただいております。

早津課長

特別支援学校も同じでございます。追検査と再募集で全ての方が合格となっております。

富樫委員

以前の会議で、定員の検討っていうのを地域ごとにしたような覚えがあるんですけども、偏りがあるということで、それに対する結果と言いますか、例えば、全日制だと全

体で 96.9% という結果なんですけども、地域ごとに見て予測が当たっていたのか、これでいいのかというのは今回は出ないような感じですか。

山北課長

全体の充足率が全日制の場合、96.9% ということで、確かに定数を満たしていないというのがあります。例年、定員をオーバーしてる学校と、定員を残念ながら割ってしまった学校は、以前よりも増えてきている状態にありまして、どの地域というよりもですね、全県の至るところで起こっているという状態ですので、どこどこだけが偏って割ってるということではございませんでした。

富樫委員

そういった人気があるないというところの枠を大きくしてとか小さくしてみたいなことを検討したのではなかったでしたっけ。

山北課長

枠の検討はですね、私どもが担当してるところではございませんので、何ともお答えしにくいところがあるんですけども、全体の生徒数が減っていく中でですね、あらゆる学科あるいは生徒の希望をふまえて調整をしているつもりなんですけれども、やはり生徒の希望する学科やあるいは私立高校や県外の学校との競合もありましてですね、このような結果になったと受けとめております。

副教育長

特に南部を中心としました地域の高校についてはですね、40人を定員で1つのクラスとして置いておりますので、子どもたちが高校に行くってことを保障するっていう意味で、40人にきちんとならないっていうケースが多発しますので、そのところで必ず空いてくるってというのは一定存在するっていう構造的な枠組みになっていることが1つあります。それから、今課長が申しましたように、各地域で子どもたちのニーズっていうのを数年きちんと分析しまして、それから中学生の減少をふまえて、生徒の流出の動向っていうのもふまえて、計画は毎年して、募集定数を策定しておるんですけども、今年ちょっと通信制にたくさん生徒が流れたっていうこともございまして、一部それがこちらの予想よりもですね、地域によっては多く定員が空いたっていう状況が生まれたというふうに認識しておりまして、また来年度の、今の中学校3年生の募集定数を策定するに当たってはですね、さらにそのところを精緻に分析してやっていきたいと思っています。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について（公開）

（萬井生徒指導課長説明）

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。

令和5年4月20日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

(元水子ども安全対策監説明)

1 ページ目をご覧ください。三重県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的として、条例によって設定しております。

この度の4月1日付人事異動により委員の任命を行いましたので、報告させていただきます。三重県小中学校長会、津市立芸濃小学校長、藤並みどり様を解任し、津市立神戸小学校長、水野聡子様を任命します。同じく、三重県小中学校長会、津市立久居東中学校長、田中有子様を解任し、四日市市立富洲原中学校長、天野智裕様を任命します。三重県立学校長会、宇治山田高等学校長、井上珠美様を解任し、いなべ総合学園高等学校長、久野嘉也様を任命します。津地方法務局、前人権擁護課長、西川昌樹様を解任し、新人権擁護課長、横山真弓様を任命します。三重県警察、前少年課長、濱口裕史様を解任し、新少年課長、門由実也様を任命します。

続いて2ページの方をご覧ください。委員14名となりまして新規任命は5名となります。任期については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間の任命となります。

3ページ、4ページの方には、参考として本協議会の設置条例等の根拠法令を記載させていただきました。条例では、委員は15人以内、委員の任期は1年となっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

大森委員

ちょっと教えてほしいことがあるんですけども、協議会委員の有識者のところなんですけど、臨床心理士会と書いてあるんですけど、公認心理師ではなくて臨床心理士の方が選ばれるのかっていうところなんですけど、これはどちらでもよいのか。一応、方針の抜粋には臨床心理士会と書いてあるんですけども、公認心理師の方ではないというのは何かあるんでしょうか。

元水子ども安全対策監

条例でそういう形で定めさせてもらってますので。

大森委員

ただ、制度が変わって、今公認心理師というのがもう1つありますよね、国家資格として。そうすれば、臨床心理士とまた違う、同じと言えば同じなんですけれども、その辺の違いというのは何かあるのか。今までそうだったからそうだったということなのか。

元水子ども安全対策監

また、検討させていただきます。

富樫委員

委員のメンバーを見る時によく発言させてもらいますけれども、男性と女性の比率が確か規定によっては明文化されてるところがあって、4割以上女性が入っているようにという形で、今回はなかなか細分化されてそれぞれ児相ですとか法務局ですとか警察とかそういうところの充て職みたいになっているので難しいかと思えますけれども、ちょっと見た感じ女性が少ないかなと思いましたので、またその辺をご検討いただければと思います。

元水子ども安全対策監

今回は女性が4名という形で、4割には至っておりません。3割ほどだと思えますので、今後も男女の均等を図っていききたいと、努めていききたいと思っております。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第3号 令和5年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）

早田小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告4 訴訟事件の判決について（非公開）

福井教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・閉会宣言